

第16回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年10月15日(木) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 弁護士会館1703会議室(17階)

議 事

伊藤座長 それでは、始めたいと思います。御多忙中のところを御参集いただきましてありがとうございます。若干遅参される方もおいでのようでございますけれども、定刻ですので開催したいと思います。第16回になります。

初めに、配布資料についての説明を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 本日の配布資料は2点ございます。

まず、資料26ですが、「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—」と題するものでございます。前回の研究会において、事務局作成の中間取りまとめ（案）について御審議いただきましたが、その御審議を踏まえて必要な修正を加えた確定版でございます。

次に、資料27ですが、「『外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—』についての意見募集の結果」と題するものでございます。既に御案内のとおり、資料26の「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—」につきましましては、法務省において、本年8月24日から9月24日までの間にパブリックコメント手続に付しました。その結果、11の団体・個人から意見が寄せられましたので、その御意見の概要をまとめたものでございます。詳細は、後ほど御説明いたします。

資料は以上でございます。

伊藤座長 それでは、議事に入りたいと存じますが、まず、幹事から、パブリックコメントにおいて当研究会の中間取りまとめに寄せられました意見についての紹介をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく。

渡邊幹事 それでは、資料27を御覧ください。

資料27は、法務省において実施した中間取りまとめについてのパブリックコメント手続に寄せられた11の御意見の概要を取りまとめたものでございます。

この資料27の構成ですが、寄せられた御意見の内容を整理しまして、内容ごとに大きく四つに構成を分けておりました。具体的には、A法人制度に関する御意見、B法人制度に関する御意見、法人制度全般に関する御意見、法人制度以外の現行の外国弁護士受入制度に関する御意見に大別しています。

寄せられた御意見は、ほとんどが公的な団体からのものでございましたので、御意見とともに団体の名称も記載させていただきました。他方、個人からの御意見もございましたが、その場合は、氏名を明らかにすることなく、「個人」と記載させていただきました。

それでは、順次御説明します。

まず、1頁を御覧ください。中間取りまとめの「第2. A法人制度について」に関する御意見です。

全体的な御意見としては、A法人制度の導入自体に反対する御意見はございませんでした。

もっとも、A法人制度の導入自体には賛成であるけれども、意見が付されている御意見もございました。1頁の真ん中あたりにその旨の記載がございます。現行の外国法共同事業に係る規制について、新たな規制を設けた上で法人制度を導入すべきであるというものでございます。具体的に4点ございました。①として、外国法共同事業について、業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士又は弁護士法人が有するものとする。②として、外国法共同事業について、その業務の執行に関する契約及び決定の内容を記載した書面を所属弁護士会及

び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。③として、外国法共同事業により日本で発生した収益について、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するもの、いわゆる本国の外国ローファームのことをおっしゃっているのだと思いますが、そこと分配してはならないものとする。④は名称の問題でございますが、外国法事務弁護士法人などの名称を付して、弁護士法人あるいはB法人と混同されないような名称を付すべきである。以上の具体的な御提案がありました。

次に、中間取りまとめにおけるA法人制度の具体的な提案に寄せられた御意見です。2頁を御覧ください。中間取りまとめでは、7項目の提案をいたしました。

まず、「A法人の業務範囲」についての提案でございますが、この関係では特段の御意見は寄せられませんでした。

次に、「A法人の業務執行権限等」についての提案でございます。

この提案内容については、反対意見がございました。3頁の一番上を御覧ください。この提案内容については、中間取りまとめの(注4)において、A法人に原資格国法をP国法とする社員p及び原資格国法をQ国法とする社員q——いずれも指定法はない社員でございますが——が存する場合に、社員pはQ国法に関する法律事務について、Q国法に関する有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができる、との補足説明をいたしました。御意見は、この補足説明に対するもので、外弁法の他の条項に沿ったものであることは理解するけれども、書面による助言を要する旨の規制は厳し過ぎるのではないか、このような御意見でございます。

次に、「A法人の債権者に対する社員の責任」についての提案でございますが、この関係では特段の反対意見はございませんでした。

もっとも、法人の社員の責任の在り方に関する一般的な御意見が寄せられましたので、括弧書きにありますように、外国弁護士受入制度に関する意見の中で御紹介させていただきました。

次に、「A法人の事務所に対する規制」についての提案に対する御意見です。

提案内容は、この枠に囲まれた部分に記載していますが、その(2)の提案内容、すなわち、弁護士法人の従たる法律事務所における社員の常駐義務については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられておりますが、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする、という提案内容について、二つの団体から反対意見がございました。その趣旨は、ここに記載しているとおりでございます。

次に5頁になりますが、「A法人の業務遂行時の資格表示義務」及び「非弁提携の禁止」についての提案でございますが、これらの関係では特段の意見は寄せられませんでした。

次に、「弁護士の雇用及び外国法共同事業」についての提案でございますが、この提案に対しては、先ほど全体的な意見のところでお紹介しましたとおりの御意見が寄せられました。すなわち、提案自体には賛成するけれども、現行の外国法共同事業については、先ほど申し上げた三つの規制を新たに設けるべきである、そういう御意見がございました。三つの規制とは、5頁にありますとおり、①、②、③でございます。

その理由でございますが、5頁に記載してあるとおりでございまして、外国の大ローファ

ームに所属する外国法事務弁護士が外国法共同事業の組合員となっている場合、当該外国法事務弁護士は名義組合員にすぎず、実質的な組合員は外国大ローファームである。そのため、外国法共同事業の運営は、非弁護士である外国弁護士から成る外国大ローファームにコントロールされ、弁護士は、当該ローファームの指示に従わざるを得ない立場にあり、弁護士の独立性が害されているおそれがあるというものでございます。また、外国法共同事業による収益について、組合員である外国法事務弁護士において、自らの分配金を、当該外国大ローファームに所属する非弁護士である外国弁護士との間で、パートナーシップ契約に基づき更に分配しているのが実情と思われるが、これは、実質的には非弁護士との収益の分配である。このような手法によって実質的な国際共同経営を行っている外国法共同事業は、日本の法律事務所と比較して競争上著しく有利な立場にあり、今後、両者、すなわち日本における法律事務所とこのような国際共同経営を行っている外国法共同事業との間の格差がますます拡大していくものと考えられる。そして、このような外国法共同事業を法人化してB法人となり、東京以外の地域に従たる事務所を設けた場合、東京以外の地域の法律事務所との格差は更に大きくなるのではないかと。このような理由から、先ほど申し上げた新たな規制を設けるべきであるという意見がございました。

中間取りまとめの「第2. A法人制度について」に関する御意見は以上でございます。

次に、6頁を御覧ください。中間取りまとめの「第3. B法人制度について」に関する御意見です。

まず、全体的な御意見としては、賛否両論ありました。

まず反対意見でございますが、7頁を御覧ください。日本弁理士会の御意見でございますが、B法人は外国法共同事業の延長線上に位置するものではないし、法人の内部意思を外部から確認することができない状況においては、チェック機能も十分に働くとは言えない。現状では、B法人の社員である外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務に不当に関与するおそれを払拭することができないということでございます。

他方で、賛成意見とは別に、意見を付して賛成という御意見もございました。6頁の真ん中あたりでございます。大阪弁護士会所属弁護士の有志の方々からの御意見でございますが、ここに記載してありますとおり七つの規制などを設けた上でB法人制度を導入すべきであるとの御意見でございます。このうち、①、②、③については、外国法共同事業について新たな規制を設けるべきであるとするものでございます。④、⑤、⑥については、外国法共同事業について新たな規制を設けるので、それと平行に、B法人制度についても同様の規制を設けるべきであるとするものです。まず④ですが、B法人について、その業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとする。⑤ですが、B法人について、定款並びにその業務の執行に関する契約及び決定の内容を記載した書面を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。⑥ですが、B法人の収益について、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものと分配してはならないものとする。このような規制をB法人にも設けるべきであるとする御意見がございました。⑦は、名称の問題ですが、ほかの法人制度と混同しないような名称を付すべきであるとするものでございます。

このような意見を付して賛成する御意見がある一方で、7頁目の上二つの丸に記載してありますとおり、中間取りまとめの提案にあるような規制を設けるのはむしろ厳し過ぎるのでは

ないかとの意見を付して賛成する御意見もございました。

まず、一つ目の丸のところでございますが、御意見の内容は、要するに、消費者つまり依頼者を保護し、質の高い法律サービスの提供を維持するための最適の方法は、弁護士と外国法事務弁護士がともに業務を遂行することを可能とすることであるとの意見です。この趣旨としては恐らく、厳重な規制を設けるのではなく、むしろ自由に共同して業務を遂行することができるようにすれば、より適切な助言をすることが確実なものとなる、このような趣旨の御意見であると思います。したがって、中間取りまとめで提案したような規制を新たに設けるものとする、そのような業務の効率性が阻害されるし、あるいはB法人制度の信用性に疑義をもたらすことになってしまって、B法人制度を導入する意義が損なわれてしまうのではないかと、そのような趣旨の御意見であると理解しています。

次に、二つ目の丸のところでございますが、一つ目の丸とほぼ同様の御意見でして、日本弁護士については不当関与のような規制が設けられていないのであるから、他国の弁護士についても、日本弁護士と同様の前提の上で規制を受けるべきではないのではないかと、外国法事務弁護士である社員についてのみ中間取りまとめ（案）のような規制を設けるといふのはよろしくない、そのような趣旨の御意見であると理解しています。

また、その他の意見もございました。弁護士と外国法事務弁護士との間の提携・協働関係の在り方について御議論いただいておりますが、この議論が弁護士とその他の専門資格者、専門職との提携・協働関係の在り方にも影響を与えるのではないかと懸念を示されたものでございます。

次に、中間取りまとめにおけるB法人制度の具体的提案に寄せられた御意見です。8頁を御覧ください。中間取りまとめでは、4項目の提案をいたしました。

まず、「B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等」についての提案でございます。この提案内容については、御意見が二つございました。

まず一つ目の丸ですが、要するに、ガイドラインの制定その他の方法によって、取扱いの明確化をお願いしたい、との御意見でございます。

次に、二つ目の丸でございますが、外弁法第49条の2の規定の趣旨を超えているので、提案のような規律を設けることは許されない、との御意見でございます。この御意見の真意は分かりませんが、外弁法49条の2の趣旨を誤解されているのではないかと考えられます。外弁法49条の2が規定するところは、要するに、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、共同事業の相手方である弁護士等が自ら行う日本法に関する法律事務等、当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に該当する法律事務の取扱いについて不当な関与をしてはならない、というものであって、外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務を取り扱うことはそもそも許容しておりません。したがって、御意見が、外国法共同事業において、外国法事務弁護士も日本法に関する法律事務を取り扱えることを前提としているのであれば、そもそも御批判は当たらないものと考えています。

次に、「社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制」についての提案でございます。この提案内容についても御意見がございました。この研究会では、外国法事務弁護士である社員が社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるとして、外国法事務弁護士である社員による不当な関与等をいかに防止すべきかについて御審議いただいていたところですので。御意見は、この不当関与の問題に関

して、いかなる場合に不当な関与となるのかを明確にすべきである、との御意見でございます。

次に「社員のうちに弁護士である社員の占める割合」についての提案に対する御意見です。

まず、多数意見に賛成するという御意見が三つの団体からございました。

他方、少数意見に賛成するという御意見も二つございました。

また、大阪弁護士会所属弁護士からは、多数意見には反対するけれども少数意見にも賛成しないということで別案を提案された御意見もございました。10頁を御覧ください。先ほどから御説明しているとおりでございます。B法人の業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとすべきであるとする提案でございます。この研究会では、少数意見は、あくまで社員の人数の割合を議論していたところでございますが、この御意見は、議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとすべきであるということで、新たな提案をされたものでございます。理由は記載してあるとおりでございます。

次に、「日本弁護士連合会等による実効的な監督を行うための方策」についての提案に対する御意見です。

まず、一つ目の丸は日本弁護士連合会の御意見です。日本弁護士連合会としては、仮にA法人制度及びB法人制度が導入される場合、非弁提携の禁止や日本法に関する法律事務に対する不当関与の禁止等を徹底する観点から、これらの法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、会則・会規等において、これらの法人及び法人の社員（弁護士、外国法事務弁護士）に対する調査、これらの者の当該調査への協力、更には各種届出に関し、どのような規律を設けるべきかについて検討を行うこととする、との御意見です。

二つ目の丸は大阪弁護士会所属弁護士の御意見です。B法人の業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとすべきであって、この実効性を担保するために、定款並びに業務の執行に係る契約内容及び決定内容を記載したものを所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとすべきである、との御意見です。

三つ目の丸は日本土地家屋調査士会連合会の御意見です。A法人、B法人を問わず、いずれにしても日本弁護士連合会や所属弁護士会の強い指導力を期待したい、との御意見です。

次に、13頁になりますが、A法人制度、B法人制度を問わず、法人制度の在り方に関する御意見も寄せられましたので、ここにまとめさせていただきました。

一つ目の丸は日本弁護士連合会の御意見です。法人組織（特にB法人制度）を通じた、外国法事務弁護士や外国所属事業体による日本法に関する法律事務に対する不当関与の防止や、弁護士の独立性の維持等に十分意を用いて、A、B法人制度の在り方について更に慎重に検討すべきである。A法人については、その名称、A法人からB法人への組織変更及び懲戒制度などについて、B法人についても、その名称、外国法共同事業又は弁護士法人からB法人への組織変更及びB法人からA法人又は弁護士法人への組織変更、懲戒制度並びに従たる事務所における常駐義務などについて、今後議論する必要がある。なお、いずれの法人制度についても、仮に導入される場合には、弁護士法や外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法等の既存の法体系との整合性を図りつつ、適切な法律により導入されるべきである、との御意見です。

二つ目の丸は外国法共同事業を営んでいる法律事務所・外国法事務弁護士事務所の御意見です。この研究会では、既存の弁護士法人制度に加えて、新たに、A法人制度、B法人制度

を創設することについて御検討いただいているところでございますが、御意見は、要するに、これらの法人制度の在り方としては、一つの法律専門職法人制度を設けるべきであって、その法人においては、弁護士のみが社員となる場合もあるし、外国法事務弁護士のみが社員となる場合もあるし、あるいは弁護士と外国法事務弁護士の双方が社員となる場合もあるということで、いずれの場合も可能とする制度設計にすることが望ましい、というものです。理由は記載されているとおりです。

三つ目の丸は大阪弁護士会所属弁護士の御意見です。二つ目の丸の御意見とは逆に、三つの法人制度があるとの前提に立った上で、弁護士法人がB法人に組織変更できるようにすべきである、との御意見です。

最後になりますが、外国弁護士受入制度全般に関する御意見も寄せられましたので、まとめて御紹介させていただきます。14頁を御覧ください。

まず一つ目の丸は、外国法事務弁護士となる資格を承認するための基準の一つである職務経験に関する御意見です。現行法は、3年間の職務経験を求めています。御意見は、このような基準を無くすべきであるし、無くさないとしても、日本での労務提供期間を1年に限定することなく、すべて職務経験として算入できるようにすべきである、というものでございます。

次に、二つ目の丸ですが、事務所の設置に関する御意見です。現行法では、弁護士法人のみが複数の事務所を設けることが許されておりまして、個人の弁護士や外国法事務弁護士が複数の事務所を設けることは禁止されています。御意見は、個人の弁護士や外国法事務弁護士についても、複数の事務所を設けて業務を遂行することができるようにすべきである、というものでございます。

次に、三つ目の丸から五つ目の丸まではほぼ同様の御意見でございます。内容は記載してあるとおりですが、要するに、海外の本国のローファームにおいて組織している形態をそのまま維持した状態で日本でも業務を行うことができるようにしてほしい、そのような趣旨の御意見でございます。

次に、六つ目の丸ですが、外国法事務弁護士の使命に関する条文の規定振りに関する御意見です。弁護士法第1条は「弁護士の使命」を規定しています。そして、外弁法第6条はこの弁護士法第1条を準用していますので、外国法事務弁護士についても、弁護士と同様の使命が規定されています。御意見は、外国法事務弁護士の使命が重要であることや、そのような重要な使命を弁護士と外国法事務弁護士とが共有することこそが両者の健全なパートナーシップの礎でなければならないから、外国法事務弁護士の使命の規定振りについては、現行法のように弁護士法第1条を準用する規定振りとするのではなく、外弁法第1条を改正して、同条に外国法事務弁護士の使命を書きおろして規定すべきではないか、との御意見でございます。

次に、七つ目の丸ですが、外国法事務弁護士となるための手続に関する御意見です。外国法事務弁護士となるためには、法務大臣の承認及び日本弁護士連合会に備える名簿への登録が必要とされており、また、この登録後も、各種の届出が必要とされています。御意見は、現行の手続を改善し、又は簡略化するよう検討すべきである、というものでございます。

次に、八つ目の丸ですが、外国法事務弁護士となる資格を承認するための基準の一つである外国弁護士となる資格の解釈に関する御意見です。外国弁護士については、外弁法第2条

第2号において、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう」と定義されているところでございます。御意見は、外国法事務弁護士は、弁護士との同質性を根拠として弁護士との共同事業が許容され、また、現在検討中のB法人の社員資格が付与されて、弁護士と共に法人を設立することが許容されることになることから、この「弁護士に相当するもの」の文言を限定解釈すべきであり、資格取得国の制度では、非資格者も法律事務を行うことができる、非資格者が事務所のパートナーとなることができる、更には資格者に自治権が認められていないなど、我が国の弁護士と同質性が認められないような制度において資格を取得した外国弁護士については、「弁護士に相当するもの」には当たらない、と解釈すべきである、というものでございます。

最後の丸ですが、外国法共同事業を行う場合、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する場合、外国弁護士を雇用する場合については、それぞれ、日本弁護士連合会の会規によって、届出事項に変更が生じた場合に、事前又は事後に変更に係る事項を日弁連に届け出ることが義務付けられていますが、御意見は、このような届出をすることの負担が大きいので、四半期ごと又は半期ごとの届出で足りるように見直すべきである、というものでございます。

以上でございます。

伊藤座長 御苦労さまでした。

それでは、ただいま説明がございました様々な団体あるいは個人からの意見を踏まえまして、それについての各委員の感想を伺い、また、それを踏まえて今後の研究会で議論すべき点に関して御意見を頂戴できればと思います。本日は、そういう意味では、自由な議論をお願いするというところでございまして、具体的な取りまとめについては又後に幹事から説明があるかと思いますが、次回以降にそういう場が設けられるかと思いますが、どの点に関しましても感想あるいは御意見を自由に御発言いただければと存じます。

牛島委員 いろいろ外国関係の団体の方からも御意見をいただいている、関心をいただいて大変有り難いことだと存じますが、前から質問が出ていて、その後どうなったか、ちょっと私つまびらかでないので、もう一度重ねて御質問という形で恐縮でございますが、B法人について、諸外国、例えばアメリカではどうであるのかといった点というのはどうなりましたっけ。

渡邊幹事 まだ調査を終えていないところもございます。その調査を終え次第、この研究会の場で御紹介できるよう準備させていただきたいと考えていますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

牛島委員 中間的に、例えばこの国ではどうであるとか、そういったことを御紹介いただく、もちろん最終的なまとめではないという前提にせよ、単なる情報としてというようなことは可能性がございでしょうか。

渡邊幹事 全体的にまとめたものを御覧いただくのがよいと考えておりましたが、御指摘を踏まえて、順次御紹介することを検討したいと思います。

伊藤座長 では、その点は幹事も十分理解していると思いますので、ここでの審議に資するような時期においてそういう対応をとることを検討してもらおうようにいたします。

ほかにいかがでしょうか。

高中委員 高中でございますが、感想を述べよということですので、率直に感想を述べさせていただきます。

まず、A法人については、反対意見がないということもありまして、若干の意見がありますが、これについてこれから詰めていけばいいのかなと思います。

問題はB法人でして、B法人につきましての賛否を拝見いたしますと、多数は、賛成となっております。反対は1。その他は、渡邊幹事の取りまとめですと、賛否いずれにもカウントできないということですので、多数は賛成だったと認識してよいと思います。そこに「圧倒的」という冠詞を付けていいのかもしれませんが、私の出身母体の日弁連は、なぜか賛否いずれも載っていないという大変不思議な状況でございまして、その他の「在り方」のところにはしか出てこないということではありますが、中を見ますと、反対とはとても読めませんので、日弁連は恐らく賛成にカウントするべきであろうということになるわけです。したがって、方向性としては、パブリックな場面においても賛成が多数であったという取りまとめをしていただいて、今後は主要な問題点についての議論を深めていくということになるかと思えます。

今まで私は、どちらかという、これについてネガティブな方向で意見をいろいろ述べまして、日弁連内でも、これについてネガティブな意見を言う奴の気が知れないとか、恥ずかしいとか、いろいろ言われて国賊扱いされたわけですが、本日をもって変節をいたしまして、土方歳三から榎本武揚へというふうに変節を図ろうかというつもりで今日は来たわけですが、見ましたら、弁理士会がなぜか私と意見が同じになっているという大変に奇遇があり、それから土地家屋調査士会も私の言ったことを敷衍している。したがって、一気に榎本武揚になるのも弁理士会と土地家屋調査士会に失礼であろうと思ひまして、若干その面からの意見があるかもしれませんが、しかし、方向性としては、弁護士会も反対しないということでもありますから、各論の問題に入るのかなという気がいたします。

ただ、各論に関して言うと、10の団体からいろいろ意見がありまして、非常に細かい議論と外弁法の根本趣旨にかかわる議論があります。特に在日米商工会議所あるいは欧州ビジネス協会ですか、外弁法そのもののありようの規制についての反論といいたししょうか、そこへ踏み込んだ御指摘があるように見えるわけです。しかし、この議論に入ると又元の木阿弥といいたししょうか、かなり深いところへ入りますので、そういう議論については、この研究会では、お避けいただきたい。

それから、末梢的な話、テクニカルな「てにをは」の話をここで1時間、2時間やってもおもしろくないでしょうから、そういう議論については幹事の方にお任せをするということにさせていただいて、あと数回になりましたけれども、重要な問題に絞って、つまりB法人制度の在りようにかかわる根幹的な問題に絞って問題点を摘示していただいて、効率のよい討議、それから各委員から意見をいただく。弁護士委員は、私がここで変節しましたので、方向性が一つになりましたから大丈夫ですが、弁護士よりもむしろ経済界の先生が、ここに問題があるかなという御意見も承りながら議論を深めて、能率的な、中身の深い議論を是非していただきたいと思いますと思うわけです。

伊藤座長 ありがとうございます。ただいま高中委員からは、高中委員の御自身の表現をかりますと、特に、A法人はもちろんです、B法人に関しても大多数といえますが、圧倒的多数の団体が賛成ないし日弁連のような場合には賛成しているように受け取れるということで、他方、一部の団体からは、この研究会の言わば守備範囲を超えた、外弁制度そのものについての御要望もあって、事実としてはそのとおりのようですが、それをここで議論するとい

うことは適当でないので、したがって、方向性としては、B法人制度を導入するという点については、パブリックコメントの結果としても支持が得られているという理解のもとで、それに関連する主要な問題に関して更に今後の議論を進めていくべきではないかと。先生、そんなことでよろしゅうございましょうか。

高中委員 そのとおりです。

伊藤座長 というような趣旨の御発言がございましたが、どうぞ、ほかの委員の方も御発言を頂だいできればと思います。

中川委員 私も高中委員と全く同じような感想でございます。これだけの、11団体が多いのか少ないかは分かりませんが、外弁制度について御意見を賜ったというのは非常に有り難いなど思っております。ただ、今までの研究会で大体議論をした中身につきまして、賛成意見、反対意見、それぞれのところで御意見を頂だいしているのかなと思っておりますので、このパブリックコメントを受けて何か方向性を見直すようなものは恐らく出てきていないのではないかなと感じますので、この中間取りまとめについては大筋賛成をいただいているのだなとは思いました。

ただ、非常におもしろい御意見だなと思ってちょっと拝見したのは、14頁のところの外弁法6条の、弁護士法1条の「使命」というところでございます。第1条というのが準用されているので、これを本来外国弁護士の方も十分認識していただくためにきちっと書いた方がいいのではないかと御意見がありまして、非常に斬新な御意見だなと。確かに、外国の弁護士の方が条文を読まれるときに、準用されているものをあえて見られるかどうかというのは難しい問題がありますので、本当に理解していただくためには、そのあたりもちょっと注意をした方がいいのかなと思われましたので、そういう意味では非常に有り難い御意見を頂だいたなと思っております。

伊藤座長 そういう意味では、当研究会の守備範囲外というふうになるのかもしれませんが、しかし、意見としては大変貴重なものが多いかと思っておりますので、それは又しかるべきところでしかるべき機会に検討の基礎にさせていただければ、意見を寄せられた方も時間を使っただいた意味があるのではないかと思います。

牛島委員 私も感想については何の異議もございませんで、これはお願いしていいのかどうか分からないのと、お願いばかりしているので恐縮なのですが、使い勝手をよくするという意味では、MA法制のときもそうでしたけれども、税務上これがどのようになっていくのかという観点をできるだけ加味して議論をいたしますと、確かヒアリングのときも、実際問題使うかどうかというときに、少なくとも私の受け止め方としましては、税務上どうであるかということに難しいのだろうなという理解をしておりましたので、少なくとも正当な税務の範囲内で、できるだけ使いでのあるもの、あるいは使い勝手のいいものにするという努力ができればと思うのです。その辺をもしお願いできるのであれば、幹事に、これであると税務上、アメリカの税制あるいはイギリスその他いろいろな税制が絡むのかもしれませんが、少なくともできる範囲で、税務上できるだけ使い勝手のいいものにするということの努力、どこまでかわるかということもありますけれども、いかがだろうかという御質問でございます。

伊藤座長 この点に関してはどうでしょうか。渡邊幹事あるいは、何か御発言ございますか。

渡邊幹事 非常に難しい問題も含まれていると思います。そういった御指摘があったことは承りました。

牛島委員 私自身、外国法事務弁護士の方とインフォーマルな話をする場合あるいは仕事としてアドバイス差し上げる場合とを含めまして、税務上こうこうこうであるということが仕事をしていく上では決定的に重要だということは、ほかのことも同じですけども、理解いたしているつもりですので、その辺について、多少ともかゆいところに手が届く立法に近づければ、私が言うのは誠に僭越ですけども、使いでのあるものになればという思いでございます。

高中委員 委員間の質問になって恐縮ですが、牛島委員がおっしゃっているのは、税制上の特例を言っているのでしょうか。法人のメリットは、私の聞く限り狭いのですが、弁護士報酬の源泉税がないので、キャッシュフロー上有利であるという話がありました。だけど、それ以外では法人税があり、所得税との間に大きな違いはないようです。あと欠損金の7年間の繰越しができるといふことでもあります。例えば毎年欠損金を出しているような法人はすぐつぶれてしまう話ですから、余り意味がないと聞いています。税制面で言うと、弁護士報酬に関する源泉徴収義務がないぐらいが精いっぱい、むしろ社会保険の負担が余りに大きいから法人化をしないのだというふうには私は聞いているのです。そうなりますと、税よりも社会保険料の方に問題の核心がいつてしまうのかなと思うのですが、その辺も牛島委員は踏まえての御質問となるのですか。

伊藤座長 牛島委員、私自身も全くその辺のことは分からないものですから、先生がおっしゃる税務上の取扱いについての検討すべき内容について若干の示唆をいただけませんか。こういう問題があり、こういうことを解決すべき点があるとか、そういうことで結構なのですが。

牛島委員 高中委員が言われたことに尽きているのかもしれませんが、私が主として関心を持っておりまして、外国法事務弁護士の方が得られた報酬については、法人で上げられたものと組合という形で上げられたものについて、そこに差がなければ、あるいは大きな差がなければ、法人という面の別の良い面により、使おうという意欲はおおきになるだろう。しかし、組合であったら得られるメリットについて、無くなってしまうということでは、法人というものをつくっても、しよせん使えない。後者になってしまうのではないかなという危惧を持っているものですから申し上げたことで、私が解決策を持っているわけではございません。

もう一つ。特例法を設置すべきかどうか、これは私には到底分からないことでございますので。ただ、こういう問題点があるということが煮詰まれば、それは又幹事が御検討されるかなということでございます。

伊藤座長 分かりました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

出井幹事 今、牛島委員から御指摘のあった問題は非常に広がり大きな問題で、今回、法制化するとしても、今回のA法人、B法人をほかの弁護士法人より更に優遇したような特例法を設けるといふ話は恐らくないのだと思います。それも検討してみないといけないのですが。

あと、法人にする場合の税務上あるいは更に広げて社会保険関係の、これは今のところは、高中委員の御説明ですと、負担の方が大きくなるのではないかと。それも現在の個人の事務所あるいはパートナーシップと法人の違いと恐らく同じことになるのではないかと。それだったら使い勝手が良くないから、導入しない方向に行くかということ、必ずしもそういう選択に

はならないのではないかと思います。

そういういろいろな広がりのある問題なので、御指摘を踏まえて、どこまでできるか、幹事の方で検討してみたいと思います。

伊藤座長 分かりました。では、その問題はなかなか大きな問題のようですので、この研究会として何らかの考え方がまとまるかとか、そういうところまでいかどうか分かりませんが、幹事の方で関連する問題として検討していただくということにいたしましょう。

ほかにいかがでしょうか。

松木委員 既に皆さん方がおっしゃったところに尽きるのではないかと思いますけれども、A法人、B法人とも、パブリックコメントの結果を見ても、基本的に導入することの賛成という方向性になっていますので、残るこの意見を見ていると、考えなければいけないポイントはやはりB法人の方に尽きているというような感じになります。A法人の方にも幾つかありますが、これはA法人の問題というよりも、外国法共同事業についてのお話と理解しますので、これは我々の範疇ではないところで、B法人についての指摘されたポイントで、今後更に検討していかなければいけないところについて、この研究会で更に詰めていくという方向性に私も賛成です。

伊藤座長 ありがとうございます。

今後検討していかなければならない主要な問題点の、何が主要な問題点で、それについての御意見ということでももちろん結構ですので、御自由に御発言ください。

越委員 先ほどの税務関係のことなのですが、制度設計をする場合に、新しい制度に沿って何かをやるとどういう課税関係になるのか分からないと、その制度ができて使えない。先ほど牛島委員がM&A法制とおっしゃったのは、多分、会社法の一連の改正の中の一場面のことではないかと私は想像したのですけれども、例えば、吸収分割というのが制度化されましたといっても、それをやるとどんな課税関係になるのか分からないという、実際には踏み切れないということがあるので、「制度を変える、つくる」というときは、必ずしも税務についての新しい特別措置法をつくるかどうかという問題が無い場合にも、「現在の税制に基づいたら、これをやればこうなります」ということが明確である必要があります。「こういう課税関係になります」というのが分かっていたら、あとは当事者が、「では、やる」とか、「やらない」とか、自己責任で決めればいいのです。もし、今回のこの取りまとめの方向でやった場合に、不明確な税務が懸念されるということであれば、そこだけでも、「こうなりそうだよ」と示してあげれば民間は動きやすいと思います。

それはそれだけでございまして、全体についての感想を申します。

この研究会で中間取りまとめというところまでたどり着いたプロセスの中で練り上げられてきた方向性というのは大方の賛成をいただくところまで来たように思いましたし、私自身は、その方向性を変える必要がないという先ほどからの御意見にも共感するものであります。

感想といたしましては幾つかありまして、昔、学識経験者というような、今でも使われる言葉かもしれませんが、あることについてとてもよく知っていらっしゃる方というのは、えてして利害関係者であることが多いわけですね。利害関係者だからこそ、そのことをよく知っている。ところが、利害関係者であると、自分の利害があるので、「知識はあるけれどもコンフリクト・オブ・インタレストもある」という状況にはなりやすい、こういう一般論がございまして。その観点から今回の様々なところからの意見書を拝見しますと、やはり利害

関係者でいらっしゃる方とか団体からの御意見が多数であって、ゼネラル・パブリックあるいは消費者を代弁する立場からの御意見というのは、数の上からは少数だなというふうに思いました。これが第1点です。

第2点は、いろいろなところから、ジャーマナイゼーションという単語は使われていませんけれども、ジャーマナイゼーションに対する懸念というのがあちらこちらに表明されているなと思いました。「外国の巨大ローファームに支配されてしまうということについての漠然とした懸念」は、あちらこちらに出ているなと感じました。私自身、個人としては、この場でも以前複数回申し上げましたように、ジャーマナイゼーションは許容される、看過されるべきものではないと考えております。

では、その理由として一体何を挙げることができるのかということ、とりあえず私は三つ気が付きました。

一つは、「弊害論」ですね。ジャーマナイゼーションのようなことが起こってしまうとしたらどういふ弊害があるかということについて、形式的なと言うと失礼かもしれませんが、理由を挙げるとすれば、「不当関与はいけなないじゃないか」、「だから規制はなくなってはいけなないんだ」という一つの切り口があると思います。

その切り口についての私個人の考えは、これも以前に申し上げましたけれども、「不当関与の防止についてのいろいろな方策」を検討するとしても、「社員数制限という方策」では無理だと思います。といいますのは、現実やはり、「たくさんお客様を紹介してくれる」とか、「あの外国の先生に頼めば訴訟には強い」とか、あるいは「自分との信頼関係がある」とか、いろいろな利害関係で縛られてしまうというのが現実ですね。ですから、社員数制限をしておけば不当関与が確実に防げるかということ、私はそうではないと思いますし、もっと生々しい話をすれば、「御結婚されている」、「姻戚関係にあられる」とか、「息子さんが外国のローファームにいてニューヨークで勤めていらっしゃる」とか、いろいろなケースがあるのです。ですから、社員数制限という方法だけで懸念される事態を防ごうというのは、私は無理だと思います。

しかし、だからといって、不当関与をほったらかしにしてもいいじゃないかということではなくて、不当関与はいけませんという一般論は真真中に置いておかなければいけないと思えます。

今申し述べましたのは、ジャーマナイゼーションに反対する、それを懸念する理由として三つあると申しましたうちの1番目を申し上げたわけです。

2番目は、ジャーマナイゼーションのような現象が起こった場合に、自らの職域を侵される方々、つまり日本のプロフェッショナルの方々がいます。弁護士であり、弁理士であり、あるいは土地家屋調査士、そういった日本側のプロフェッショナルの立場というのがあります。その反対側にありますのが、外弁の方あるいは外国のローファームの方、あるいは在日アメリカ商工会議所とか、そういった立場の方々だと思います。それぞれ利害関係を背景にしていらっしゃると思いますので、それぞれの利益の問題があるということをつかんだ上で、それらの意見は読むべきだろうと思います。

3番目は、なかなかこの場にあらわれにくいゼネラル・パブリックは一体どこにいるのだというお話なのです。私を含めまして、どちら側にも属していない一般人がもっとよく調べて勉強して発言するべきなのでしょうけれども、今日までのプロセスにおきましても、取り

まとめの内容を見ましても、日本の国民経済にとっていいか悪いかという観点から、言わば大上段に構えたような観点からの「ジャーナライゼーションがいい、悪い」という問題は必ずしもこの研究会での議論で全部尽くされているとは思えない方がいいのではないかと思います。

ちょっと脱線するようではすけれども、田中直毅先生が座長をされた第二次臨調というのでしたっけ、あれが行われたころは私まだニューヨークに勤務していたのですが、ワーキングペーパーをニューヨークまで送ってくれる人がいて、読みました。田中先生がニューヨークに来られたとき、「開放しろ、開放しろ」というふうな、市場開放という命題は上がったけれども、「開放し過ぎてどんな弊害があるのか」、「それは日本の国民経済にとっていいのか悪いか」という議論をしていないと思うということを申し上げたことがあります。同じように、私としては、今のドイツのように、弁護士といえば外国の勢力のもとにみんなあるというような状況がいいとは私は思っておりませんし、そのところについては、議論は多分もうちょっとしなければいけないのだらうと思います。

以上が感想の大部分でございます。

あと、複数事務所を解禁するべきかどうかという話は、私は解禁した方がいいと思います。

もう一つ、日本のプロフェッショナルについての制度と外国のプロフェッショナルについての制度が違う場合、誤解が生じるという問題が現実でございます。例えば、日本の弁理士のことを英語で一般的には「パテント・ローヤー」と言っていますけれども、これも大変誤解を生むことがあるのですね。詳しくは申しませんが、私は一人の消費者として、それは大変問題だと思ってきましたし、その誤解に基づいて、マルプラクティスとしか言えないのではないかとというくらいひどい状況というのを見てまいりました。

ですから、何を言いたいかというと、日本の弁理士なり土地家屋調査士なり、それぞれの士業の方々がそれぞれのプロフェッショナルとして頑張っていらっしゃるのですけれども、その現状の在り方そのものが必ずしも消費者にとっていい面ばかりではないという、弊害と言わざるを得ないようなことも実際に起きているというところまで、実は目を向けながら制度設計していただきたいなという気持ちがあります。

具体的に申し上げないと伝わりにくかったかもしれませんが、以上が感想のすべてでございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

越委員から、税制の問題については、何か制度改革をすとか、そういうことよりも、どういう取扱いになるのかということをはっきりとすること自体が、仮にこういう方向で制度が実現した暁に意味があるという御指摘は誠にござります。それから、弊害の問題に関して、不当関与をどうやって防止するかなどについても具体的な御発言がございました。それはもちろん次回以降のここでの審議の中で更に意見の交換をお願いしたいと思います。ただいまの越委員の御発言に関しまして、更に他の委員の方から御意見等ござりますでしょうか。

下條委員 一般的なことでよろしいですか。私もこのパブリックコメントの結果を見て、大体この外弁制度研究会での意見というか方向性が承認されたものと思います。ですから、これから各論に移っていくわけではすけれども、その点については、先ほど高中委員がおっしゃったように、非常に技術的な問題になりますので、大筋だけ有識者委員の方の御意見をお聞き

して、残りは法務省と日弁連で技術的な点は詰めていけばいいのではなかろうかと思っております。

あと、混合法人制度については大体認めていくという方向性が決まったわけですから、そうである以上、余り手かせ足かせを付けないで、なるべく使い勝手のよいもの、みんなに使われるようなもの、そういうものにしていくような方向性でやっていただきたいと思っております。

伊藤座長 ただいまの下條委員の御発言に関連することでも結構ですし、それ以外の点でも結構ですが、恐縮ですが、杉山委員、このパブリックコメントの結果を御覧になって、感想でも結構ですので、一言お願いできますでしょうか。

杉山委員 皆さん述べているので、あえて言うまでもないと思うのですが、パブリックコメントを読ませていただいて、A法人、B法人、大方そういう方向で、我々の出した方向で支持されているなということはよく分かりました。

ただ、越委員がおっしゃったように、パブリックコメントといっても、私はもっといろいろな人が出てくるのかなと思っていたら、割合なじみのあるところだとか、欧米の、要するに規制緩和要求を出しているところ、例えば欧州ビジネス協会とか在日米国商工会議所とか、かねて規制緩和について関心の高いところがきちんと予想どおり主張されているなという感じでした。それから、弁護士、その関連の業界の方も非常に関心があって、日本における仕事、ビジネスにかかわりますので、先ほど利害ということがありましたけれども、それでいろいろ述べています。

あえておもしろいと思ったのは、先ほど中川委員もおっしゃったように、大学教授・外国弁護士の方のコメントを読むと非常におもしろいことが書いてある。使命をきちんと書けとか、非常にごもつともなことが書いてあって、なるほどなと思いました。そういう意味から言うと、パブリックコメントは、研究会が出された方向を絶対駄目だというような感じはほとんどなかったなという感じがします。そういうパブリックコメントを得て我々としてどう考えるかとなると、それは、形式的にはそういう方向性が支持されたということでもいいかなと思います。

では、これからこのパブリックコメントを受けて研究会がどう議論するかというのは、こういう方向性が支持されたわけですから、後は重要な課題、更に突っ込んでやらなければならない課題というのはあるのかどうかということがここでこれから議論されるべき点です。今、下條委員がおっしゃったように、非常に技術的な話にもなるし、専門的な話になるから、それは日弁連とか法務省とか、そういう専門家にゆだねるべきだというのもあります。高中委員は重要な問題に絞ってという意見でしたが、多分重要な問題の考え方の相違が、意見の中でちょっと温度差があるのかもしれませんが。この研究会で、もうかなり回数も重ねて、時間が残り少なくなっているようにお見受けしますので、そういうのを幾つか指摘していただいて、それについて絞ってやったらどうかという感じがいたします。研究会でも議論したようなテーマが幾つかありましたよね。牛島委員が幾つか問題提起したような点とかありましたから、そこを又ここで取り上げて、又同じような意見になってしまうかもしれませんが、というのが個人的な感想であります。そういう意味では、この研究会でよく議論されたなということを私は感じております。

この外国弁護士制度研究会というのは、一般消費者、ユーザー、普通の方にとっては、

「外国法事務弁護士」さんって、なかなかなじみがない言葉ですよ。それについて更にA法人、B法人、混合法人の議論をやっているといても、私もいろいろな仲間に、こういう議論をやっているのだと言うと、きよんとするぐらいですから、なかなか難しいのだろうなというような気がします。とりわけ法律問題を扱っている社会部系の記者なんかに話しても、ぴんとこない点がありますからね。我々の仲間で専門的にやっている連中でもなかなかなじみがない問題かもしれませんが、これから非常に重要な問題でもありますし、そういう意味では、研究会でここまでよくまとめたと思います。それについて、いろいろこれまで関心の深い団体だったにせよ、そういう意見がおおむね支持の方向で出されたというのはよかったですねと思います。

伊藤座長 ありがとうございます。

長谷部委員 私も今までの御意見と特に異なることを申し上げられるわけではないのですが、この研究会でまとめた内容が大筋で了承いただけたと私も思っております。幾つか見てみますと、例えば、不当関与を規制すべきであるとか、実効的な監督のシステムをつくるべきであるとか、そういったことについて一般的な賛同は得られているように思うのですが、例えば資料27の8頁目に、「社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制」ということについて経団連からの御指摘がありますけれども、不当な関与とは何なのかというようなことがこれからの議論の中で多少なりとも明確になっていくとよいのかなと。同じようなことは、11頁目の、日弁連による実効的な監督ということについてもそうですけれども、実効的な監督として具体的にどういう方法があり得るのかというようなことを少し明らかにしていく必要があるのかなと思いました。

中西委員 感想を少しだけ述べさせていただきますと、個別のところについては、取りまとめ最後のときにちらっと、まだやっていないことがということで出てきました。A法人とB法人と、その移行の関係みたいな、あと弁護士法人との関係ですね、どう変わっていくのかとか、どういうふうな関係であるのかとかいうことで、そのあたりまだされていませんで、テクニカルな話のところがあるのかも分かりませんが、その辺はよく分かりませんが、理念的な話については、13頁の「法人制度の在り方に関するその他の意見」の白丸の2番の「B法人制度を導入することに賛成する。」から始まる段落の意見に賛成です。基本的に弁護士も外国法事務弁護士も皆さん同僚というのですかね、そういうところから出発するのが筋なのではないかなと思うわけです。そうだとすれば、弁護士法人とA法人なりB法人とを違うものとして設計するのは、そこに書いてありますように、「分離すれども平等」と、セパレート・バット・イコールというようなところがありまして、基本的な理念としては、ここに書いてあることに賛成ですけれども、世の中理念ばかりでは進みませんので、その辺は固執するものではございません。

あと、8頁の1の方の意見で、又同じところからの御意見ですけれども、白丸の一番目の、ニューヨーク州法と日本法の事例ですけれども、この辺は、国際私法をやっていますと、もっともだなのと思いますけれども、ただ、それはそもそも原資格法しかできないという外国法事務弁護士制度の制度自体が私にとってはちょっと変だなというところがある話でありまして、そもそも論の話ですので余りこだわりません。

伊藤座長 ただいまの中西委員のお話の前半の方にございました、仮にA法人とかB法人というものが実現するという方向に向かったときの弁護士法人、A法人、B法人の相互の関係と

いいですか、あるいは移行の問題とか、これはもちろん、先ほどから何人かの委員の御発言にございましたように、最終的には法技術的な問題になろうかと思いますが、しかし、基本的な考え方についてはこの研究会で議論しておくことも意味があるかと思しますので、又次回あるいはそういった機会に御審議をお願いすることがあるかと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

高中委員、先ほど杉山委員から、主要な問題とおっしゃって、高中委員の御発言への言及がございましたが、主要な問題について、もしできましたらもうちょっと、こういった点を今後更にとか、あるいは集中的に検討すべきだというような御発言がありましたらお願いできればと思ひますが、いかがでしょうか。

高中委員 思い付きですけれども、先ほどの長谷部委員の御発言にありました不当関与についての議論をここでしておいて、それを議事録に留め置くというのも一つかもしれません。個人的に言えば、B法人の懲戒がどうなるのかとか、弁護士法に行くのか外弁法でとどまるのか、組織変更はどうやるのか、外弁一人、日本の弁護士一人、二人以上で恐らくできるのだろうけれども、一人が欠けたら当然解散になってしまうのか、それともそれは一人法人として残していくのかとか、考えつく限り言えば恐らくは10分ぐらいしゃべれるのですけれども、この話をしても恐らくほかの委員は「何言っているんだ」ということになるだろうと思ひます。そうすると、経済界も含めて、法律家でない委員の先生がいらっしゃるせっかくの機会ですから、そういう法曹界以外の委員のいる研究会ですから、この中で討議するに値する、つまり、弁護士、法務省の間で議論していれば済んじゃう話は避けたいというのが私の考えなのです。だから、外弁法そのものの在り方、ありようを変えようという話については、ここで議論するにはふさわしくないことは皆さんも大体御認識いただけると思ひますが、そういった、テーマを絞って御議論いただき、我々法曹に属する者が気がつかないような議論を経済界から御選出の先生から、あるいはマスコミから御選出の委員からいただけるのではないかと期待があるのです。あと2回か3回か残されている委員会の中で、幹事の方でその辺をセレクトいただいて、できれば事前にその辺の議題を出していただくと考えもまとめてきやすいかと思ひます。実業界ないしはマスコミ、言論界からの御意見を積極的にいただいて、一定方向に仮に行かなかったとしても、こういう意見があったということは大変貴重な、委員会としての存在価値のあることだと思ひますので、無理に方向性を決めようとか、結論を出そうということにこだわらない、下世話に言うと放談会形式の話であってもいいのかなと思ひます。

佐成委員 大体読ませていただいて、中間取りまとめに大方の賛成を得られたというところは非常に大きかったのだと思ひます。私は経済界に属しておりますので、経済界の中でいろいろ関係の人にお話を聞きましても、中間取りまとめは非常に好評といいですか、非常に穏当なところをついているという評価でございまして、特段何か注文を付けるとか、そういった御意見はほとんどなくて、あるとすれば、先ほど長谷部委員等からございましたけれども、不当関与のところとか、そういう抽象的な議論は実務界は余り得意ではなくて、やはり具体的なところをじっくり議論した方がいいのではないかと、そういうような御意見があった程度でございまして。私も、それでいいのではないかなと思ひました。

伊藤座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大体皆さんから御意見を頂戴したように思ひますが、なお御

意見がございましたら、どうぞ、時間はまだ余裕がございますので。

中川委員 私も、今後議論すべき点はそう多くはないのかなと思っております。残された部分としては、13頁の日弁連さんの御意見の中でちょうど「今後議論する必要がある」というところでおまとめいただいているところぐらいかなという感じがいたしまして、組織変更の問題と懲戒制度の問題、法人の名称の問題、それから常駐義務の問題ということで、この4点をやはりできるだけ議論をしていく。最終的に例えば懲戒制度というのは、弁護士会の方でどういう制度をつくられるのかというところがございますので、細かくはやる必要はないと思うのですが、大きくりといいですか、大まかなところの方向性。あるいは組織変更も、先ほど越委員からもお話がありましたように、B法人を認める、A法人を認めるということになりますと、それが使い勝手のいいような形ですと、組織変更もそういう形で多分いくのだろーと思っておりますので、そういう大きな方向性のところはやはり一度議論をして、最終的にまとめておいていただければ。あと細かい法律をつくっていく段階ではいろいろ出てくるとは思いますが、そのあたりで政策的な判断というところはやはり最後御議論していただければ有り難いと思います。

伊藤座長 分かりました。そうですね。この日弁連の意見の中にある程度まとまって表現されているということかと思えます。

越委員 今の名称のことなのですが、普通の市民の方、ビジネスマンの方にとっては分からないのですよね。「外国法事務弁護士」という名刺をいただいて、「この先生は日本法についても教えていい人なのかどうなのか」というのが、制度の細かいところまで知らないビジネスマンが多いので、分からないという問題があるのですね。

例えば、ニューヨーク州法だけを資格を持っていらっしゃる、そして日本語を話さない、英語のニューヨーク州弁護士が日本にいたとします。でも、例えば日本に20年もいたりして、日本の会社法のこと実は知識としてはかなりよく分かっているという、例えばアメリカ人で日本語のできない企業の方が東京にいるときに、日本の会社法についても英語同士でその先生に聞きたいなという問題が現実にある。だけど、弁護士の資格を持っていらっしゃる。それで、間違ったときはだれがどういう責任をとるんだという問題があるのです。そのような場面というのは、制度までよく知っているビジネスマンでない分からないという問題があるのですね。外見的によく分からないので。

もう一つ考えていただきたいのは、「国際」という単語なのです。確か私の記憶では、間違っているかもしれませんが、弁護士の資格を持っていらっしゃる、届出をするだけで弁理士の資格が取れますよね。ただ、そういうふうにした場合は、事務所の名前の中に「〇〇法律事務所」だけではなくて「〇〇法律特許事務所」と入れなければいけないということではなかったかと記憶しています。間違っているかもしれませんが。そこにおける「特許」という単語が加わるのと同じように、「国際」という単語が加わったらどうなるかという問題なのです。

例えば、弁理士事務所の中にも「〇〇国際弁理士事務所」といった例があるのです。そうすると、それを見た日本の普通のビジネスマン、消費者が、この「国際」という単語が入っていると「何か違うのだろうか」、「もしかしたらこうなのかな」といった、そういうところが分からなくなってしまうのですね。それに加えて、先ほど申しましたように、日本の弁理士はパテント・ローヤーというふうに翻訳されてしまうことが、消費者の誤解を招いてい

るという問題があります。パテント・ローヤーという、まるでニューヨークにおいてパテントの訴訟を専門にしている方を思い浮かべてしまう人だっているわけです。ところが、日本の弁理士の方々の実態はそうした訴訟関係、訴訟対応ではないわけなので、すごく混乱が起こって、悲劇といますか、喜劇といますか、望ましくないことが起こっています。ですから、外見的に分かりやすくしてほしいと強く思います。

伊藤座長 ありがとうございます。

高中委員 越委員のご指摘についてですが、日本弁護士連合会の関係法規集の450頁にあります。法律事務所の名称については長いこと日弁連で検討を続けたのですが、ようやく「法律事務所の名称に関する規程」ができて、統一的な呼称を図り、市民、ユーザーの混乱を避けるという見地から、御覧になっているような規制ができています。「国際」とか「特許」とか、法律事務所の字句の間に何を入れるかということについては、直接的な規制がありません。何でやるかという、8条に「品位を損なう名称の禁止」というのがありまして、一人で「国際特許」とか「不動産登記」とか、要するに真ん中に極めてたくさん名前を付けると品位を害するというところにせざるを得ない。そういうふうにしたのは、既成事実が積み重なり過ぎたこともあります。弁護士は弁護士法によって当然に弁理士の仕事ができるのです。そうすると、弁護士の身分でありながら「法律特許」と名乗っていいわけなものですから、規制しようがないということになっているわけです。弁理士会の規制については、全く分かりませんが、弁護士については、この平成18年にできた規程がありまして、この規制を今後更にもう一段強める、あるいはもう一段開放するという点については、まだ施行間もない段階ですので、しばらくこの状況で続くだろうということだけ御披露申し上げたいと思います。

佐瀬委員 今の関係で、私どもも日弁連の中でもよく議論されているところで、いわゆる隣接士業の関係というところでもよく議論されているのです。今、隣接士業がほとんどローヤーという言葉、英語として使っているというところがあって、そのローヤーという言葉はどこまで使っているのかということも議論しているのですが、日弁連として、警告書ではありませんけれども、それは使ってはいけないということもやっているものもあります。ただ、隣接士業の人たちはほとんど今ローヤーだということもやっているものから、これは三権分立の考え方からしてもかなり問題がある使い方、ただ、日本の法律で英語の使用までどういうふうに規制するのかという問題もあって、これはなかなかどうしたらいいのかなと。ただ、今、越委員の言われているのは私もすごくよく分かっていますし、そういう混乱が現に起きていることもよく分かっているのです。だから、この辺は、今日いただいたパブリックコメントを含めて色々な意見、大事な意見がいっぱいありますから、今後のいろいろな問題で検討していくには大事な問題だろうと思いますけれども、今言われた標示の問題というのも本当に大事な問題で、これもどうしたらいいのかなというのは少し議論した方がいいのかなと本当に思います。

伊藤座長 確におっしゃるような問題、私は全然世間知らずなものですから気が付きませんでしたけれども、おっしゃられると大変重要な問題、これは法律家にとってということよりも、より以上に利用者の側にとって大きな問題のような気がいたします。それ自体は当研究会で審議をしたり結論を出すという問題ではありませんが、しかし、そのこととの関係で、B法人について、その職務内容が理解しやすく、誤解が生じないような名称を是非この研究

会でもいろいろお知恵を出していただければと存じます。

出井幹事 先ほど中川委員でしたか、日弁連の意見に言及されて、今後の課題についての一定の御示唆がありました。その関係で、趣旨を補足しておきたいと思えます。

資料27でいうと13頁の一番上の白丸でございますが、その後半部分に、今後こういうことを検討していくべきであるという日弁連の意見が書いてあります。中川委員御指摘のように四つぐらい、それとあともう一つ、どの法律で導入すべきかという問題、全部で五つぐらい指摘しております。この日弁連意見の趣旨としては、これらすべてをこの外弁研で検討すべきである、あるいはきっちりこの外弁研ですべて細かいところまで決めてしまうべきであるという意見ではありません。外弁研で検討すべきこともあるでしょうし、あるいはその後の立法作業の中で法務省又は国会で検討していただければいい問題もあるでしょうが、今後、A法人、B法人制度を制度化していくに当たっては、こういう点を、深い、浅いの問題はあれ、頭に置いておかなければいけないのではないかということであって、必ずしも全部外弁研で検討してほしいという意見ではありません。そういう趣旨で、先ほど中川委員から御示唆のあった点、それから、どの程度やるかについても、何人かの委員から御指摘のあった点を踏まえて、あと数回ですので、充実した御議論をいただければと思います。

伊藤座長 どうもありがとうございます。日弁連意見の御趣旨について出井幹事から説明がございまして、事柄の性質上、当然おっしゃるようなことになろうかと思えます。

そういたしましたら、基本的な方向については、この取りまとめについて、A法人、B法人を含めまして、パブリックコメントの結果として各方面から積極的な評価を受けたという皆様の御感想あるいは御意見であったかと思えます。そして、具体的にどの程度のことをこの研究会でどれだけ立ち入って審議ができるかは時間との関係もございまして、先ほど来挙げられました主要な問題点と言われているものについて、そのうちの特に中心となるような部分に関しては、少なくとも大きな方向性としての議論は、特にB法人の名称の問題も含めましてここでの御審議をお願いしたいと存じます。というような方向性についての確認がいただけるのであれば、それを踏まえて、今後の議事の進行の大体の感じに付きまして、幹事からの意見あるいは考え方がございましたら、説明をお願いできればと思います。

渡邊幹事 中間取りまとめに対する各方面からの御意見を踏まえて、委員の皆様から様々な御意見を頂戴いたしました。例えば、不当関与の禁止に関する規制について、これを明確化する議論があってもよいのではないかと、といった御指摘もございました。また、日弁連からも、中間取りまとめに対する御意見の中で、今後議論すべき課題として4点ほど御提案いただいたところ。そういったところを踏まえまして、次回までに、今後研究会で御審議いただきたい論点について、幹事間で協議しまして、座長にも御相談させていただきながら、少し整理させていただきたいと思えます。その上で、事務局で資料を作成したいと思えます。

現時点でのスケジュール感としましては、新たな論点について2回程度御審議いただきまして、その後、最終報告書(案)を事務局で作成し、その案について御審議いただくことを考えています。

以上でございます。

伊藤座長 今後の進行に関しまして、ただいま渡邊幹事から大体の方向性に関する説明がございましたが、委員の皆様方から見て、そのような進め方でよろしいかどうか、もし御意見ございましたら御意見をおっしゃっていただき、あるいは御賛成いただけるかどうか、お諮

りしたいと思いますが、いかがでしょうか。そういう方向で残り数回ということによろしゅうございますか。

ありがとうございます。そういたしましたら、次回の件でございますが、次回の研究会は10月22日木曜日、午後3時から、場所は16階の来賓室で開催することになります。そして、本日の御意見や御提案に関しましては、次回の研究会までに新たな論点等に関する資料を幹事と検討した上で作成して、事務当局より配布させていただくことにいたしたいと思っております。

もし他に特段の御意見、御質問等がございませんでしたら、これで閉会にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

—了—